

令和7年7月28日

組合員の皆様へ

令和8年度担い手総合支援事業（新規就農者機械施設整備事業）の事前要望調査について
【対象者：認定新規就農者（ただし、就農1年未満の者は除く）】

JA えひめ南では、認定新規就農者の所得向上、地域への定着等を進めるため、標記補助事業による農業機械・施設のリース支援を下記のとおり行ないます。要望される方は、別途事前要望調査書をお近くの営農センターまでご提出ください。

記

1 リース支援する農業機械・施設

青年等就農計画に即した農業機械・施設（単純更新は出来ない）

※汎用性があり目的外使用になりえる農業機械・施設は補助対象外です。

2 事業の主な採択要件

次の（1）から（4）に掲げる全ての要件を満たすこと。

- （1）国庫補助金等の対象とならない農業機械・施設であること。
- （2）JA えひめ南地域農業振興計画の方針等に協力できる組合員であること。
- （3）300 千円以上（消費税抜き）の農業機械・施設であること。
- （4）法廷耐用年数に相当する期間内は損害補償保険等に参加すること。

3 県補助率 事業費（消費税は除く）の1/3以内 ※各市町の補助率は未定。

4 受付期間 令和8年7月28日（月）～ 8月22日（金）

5 留意事項

- （1）令和8年度県予算が未確定のため、事業内容、採択要件等は変更となる場合があります。
- （2）同一農業経営体による重複申請や他の補助事業との重複申請は出来ません。
- （3）事前要望調査書を提出された方を対象に後日ヒアリングを行ないます。

6 お問い合わせ先

本所営農企画課	(TEL 22-8151)	宇和島営農センター	(TEL 22-7722)
伊予吉田営農センター	(TEL 52-2939)	三間営農センター	(TEL 58-3322)
鬼北営農センター	(TEL 45-1313)	津島営農センター	(TEL 32-5951)
南宇和営農センター	(TEL 72-1160)		